



発行 新潟県  
**第 21 号**  
 平成28年3月15日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 314 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 315 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届（障害福祉課）
- 316 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）
- 317 肥料の登録の有効期間更新（農産園芸課）
- 318 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 319 公共測量の終了通知（監理課）
- 320 道路の区域変更（道路管理課）
- 321 道路の供用開始（道路管理課）
- 322 道路の区域変更（道路管理課）
- 323 道路の供用開始（道路管理課）
- 324 道路の区域変更（道路管理課）
- 325 道路の供用開始（道路管理課）
- 326 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 327 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 328 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 329 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 330 県営住宅の家賃算定に係る利便性係数の変更（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施（危機対策課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

- 9 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
-------------	--------	-----	-----	-------

就労継続支援B型	サンファーム	中魚沼郡津南町大字下船渡丁5667番地	株式会社サンファーム	平成28年3月1日
----------	--------	---------------------	------------	-----------

## ◎新潟県告示第315号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
就労移行支援	きら	上越市石橋2-10-12	社会福祉法人みんなでいきる	平成28年2月29日

## ◎新潟県告示第316号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
岡本 祐樹	心臓血管外科	立川総合病院	長岡市神田町3-2-11	H28.3.1	第15条第1項の医師に指定した
名和田 義高	内科	新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32-14	〃	〃
田中 恵	内科	新潟県立吉田病院	燕市吉田大保町32-14	〃	〃

## ◎新潟県告示第317号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新した。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

登録番号	新潟県生第375号
肥料の種類	副産石灰肥料
肥料の名称	50副産石灰
保証成分量	アルカリ分 50.0パーセント
その他の規格	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり
生産業者の名称及び住所	キューピータマゴ株式会社 東京都調布市仙川町2丁目5番地
有効期間	平成28年4月3日から平成34年4月2日

## ◎新潟県告示第318号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16号の規定により、三条市の三条土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年3月15日

新潟県三条地域振興局長

## 1 退任

監事 三条市下保内631番地1 長谷川 信行

退任年月日 平成28年3月2日

## ◎新潟県告示第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成27年7月3日から平成28年2月29日まで
- 3 作業地域 上越市全域

## ◎新潟県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市溝足字横道下17番1から 同市溝足字天神前24番まで	新	9.0～25.0メートル	124.3メートル
	旧	9.0～20.0メートル	124.3メートル

## ◎新潟県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間  
新発田市溝足字横道下17番1から同市溝足字天神前24番まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月15日

## ◎新潟県告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡見附三条線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
見附市学校町二丁目402番2から	新	11.0～37.5メートル	713.8メートル

同市新潟町字笹田1310番2まで	旧	8.0～20.5メートル	715.4メートル
------------------	---	--------------	-----------

◎新潟県告示第323号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 長岡見附三条線
- 2 供用開始の区間  
見附市学校町二丁目402番2から同市新潟町字笹田1310番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月15日

◎新潟県告示第324号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市松之山小谷字長者原957番23から	新	14.1～50.8メートル	103.7メートル
同市松之山小谷字長者原967番2まで	旧	7.7～50.8メートル	103.7メートル

◎新潟県告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間  
十日町市松之山小谷字長者原957番23から同市松之山小谷字長者原967番2まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月15日

◎新潟県告示第326号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成24年7月13日新潟県告示第911号）を次のとおり解除する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中々山地区	新発田市中々山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第327号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成24年7月13日新潟県告示第912号）の指定を解除する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中々山地区	新発田市中々山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第328号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高根(2)地区	村上市高根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
指合地区	村上市指合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中々山地区	新発田市中々山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 3 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

井田(2)地区	西蒲原郡弥彦村大字井田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井田(3)地区	西蒲原郡弥彦村大字井田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井田(4)地区	西蒲原郡弥彦村大字井田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢作地区	西蒲原郡弥彦村大字矢作	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 4 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片貝町(2)地区	小千谷市片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷・藤田沢地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下置地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中横山(1)地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三反田(1)地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三反田(2)地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下濁川地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北沢川地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	土石流
ボウノリ川地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	土石流
住吉地区	妙高市大字住吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
住吉地区	妙高市大字住吉	次の図のとおり	土石流
猪野山(1)地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猪野山(2)地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中之入川地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
穴沢地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流

オクボ地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
中ノ又川地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
イナゴ沢地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
池ノ尻沢地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
猪野山地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	地すべり
北ノ入地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	地すべり
梨木地区	妙高市大字梨木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保新田地区	妙高市大字梨木	次の図のとおり	土石流
梨木地区	妙高市大字梨木	次の図のとおり	土石流
大栃山地区	上越市浦川原区大栃山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒城地区	上越市浦川原区大栃山	次の図のとおり	地すべり
釜淵(3)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵(4)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵(5)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝ノ沢地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	土石流
宝ヶ入川地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	土石流
丸山沢地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	土石流
釜淵地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	地すべり
竹原地区	上越市浦川原区上柿野	次の図のとおり	地すべり
真光寺(1)地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺(2)地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺(3)地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大門沢地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	土石流
真光寺地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	土石流

大門(追加)地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	地すべり
真光寺地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	地すべり
大門地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	地すべり
杉坪(1)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉坪(2)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉坪(3)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉坪(4)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉坪(1)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	土石流
杉坪(2)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	土石流
杉坪地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	地すべり
虫川(1)地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(2)地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(3)地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(4)地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川沢地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	土石流
東虫川沢地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	土石流
沢田沢地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	土石流
山崎地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田(1)地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田(2)地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田(3)地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田(4)地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田(5)地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	土石流



沢口地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	地すべり
小蒲生田地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	地すべり
谷(1)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(2)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(3)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(4)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(5)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(6)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(7)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(8)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(9)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷沢地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	土石流
上谷沢地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	土石流
谷地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	土石流
細入地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	地すべり
滝の入地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	地すべり
大峯地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	地すべり
日口地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

#### 6 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栗倉(1)地区	糸魚川市大字栗倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗倉(2)地区	糸魚川市大字栗倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗倉(3)地区	糸魚川市大字栗倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
トウスル沢地区	糸魚川市大字栗倉	次の図のとおり	土石流

粟倉地区	糸魚川市大字粟倉	次の図のとおり	地すべり
釜沢(1)地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢(2)地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢川地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	土石流
桑の木谷地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	土石流
庄田尻地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	地すべり
釜沢地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 7 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五十浦地区	佐渡市五十浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十浦(1)地区	佐渡市五十浦	次の図のとおり	土石流
岩谷口地区	佐渡市五十浦、岩谷口	次の図のとおり	地すべり
堂の川地区	佐渡市大倉	次の図のとおり	土石流
大倉(1)地区	佐渡市大倉	次の図のとおり	土石流
矢柄地区	佐渡市矢柄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮の川地区	佐渡市矢柄	次の図のとおり	土石流
浦川(2)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿－1地区	佐渡市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿－2地区	佐渡市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿(1)地区	佐渡市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿(2)地区	佐渡市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平松地区	佐渡市平松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真更川－1地区	佐渡市真更川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

## ◎新潟県告示第329号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
指合地区	村上市指合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中々山地区	新発田市中々山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## 3 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
井田(2)地区	西蒲原郡弥彦村大字井田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井田(3)地区	西蒲原郡弥彦村大字井田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
井田(4)地区	西蒲原郡弥彦村大字井田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
矢作地区	西蒲原郡弥彦村大字矢作	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## 4 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片貝町(2)地区	小千谷市片貝町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝谷・藤田沢地区	小千谷市大字東吉谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

## 5 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下置地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中横山(1)地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三反田(1)地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三反田(2)地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下濁川地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
ボウノリ川地区	妙高市大字下濁川	次の図のとおり	土石流
住吉地区	妙高市大字住吉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猪野山(1)地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中之入川地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
オクボ地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
イナゴ沢地区	妙高市大字猪野山	次の図のとおり	土石流
梨木地区	妙高市大字梨木	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保新田地区	妙高市大字梨木	次の図のとおり	土石流
梨木地区	妙高市大字梨木	次の図のとおり	土石流
大栃山地区	上越市浦川原区大栃山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵(3)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵(4)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜淵(5)地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宝ヶ入川地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	土石流
丸山沢地区	上越市浦川原区釜淵	次の図のとおり	土石流
真光寺(1)地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
真光寺地区	上越市浦川原区真光寺	次の図のとおり	土石流

杉坪(1)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉坪(2)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉坪(3)地区	上越市浦川原区杉坪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(1)地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(2)地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(3)地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川(4)地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
虫川沢地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	土石流
沢田沢地区	上越市浦川原区虫川	次の図のとおり	土石流
山崎地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田(1)地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田(2)地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田(3)地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中猪子田(5)地区	上越市浦川原区中猪子田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(1)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(2)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(3)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(4)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(6)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(7)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷(8)地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上谷沢地区	上越市浦川原区谷	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。)

#### 6 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用	土砂災害の発生原因とな
-------	--------	------------------------	-------------

		すると想定される衝撃に関する事項	る自然現象の種類
粟倉(1)地区	糸魚川市大字粟倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
トウスル沢地区	糸魚川市大字粟倉	次の図のとおり	土石流
釜沢(1)地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢(2)地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜沢川地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	土石流
桑の木谷地区	糸魚川市大字釜沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### 7 佐渡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五十浦地区	佐渡市五十浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
五十浦(1)地区	佐渡市五十浦	次の図のとおり	土石流
堂の川地区	佐渡市大倉	次の図のとおり	土石流
矢柄地区	佐渡市矢柄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦川(2)地区	佐渡市浦川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿-1地区	佐渡市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿-2地区	佐渡市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿(1)地区	佐渡市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿(2)地区	佐渡市椿	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平松地区	佐渡市平松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

#### ◎新潟県告示第330号

新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)第15条第2項の規定により、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値(平成25年3月新潟県告示第372号)を次のとおり改め、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後			改正前		
住宅名	棟	利便性係数	住宅名	棟	利便性係数
(略)			(略)		
早通北	(略)		早通北	(略)	
			藤見町	1号棟	1.0000
			石山第一	1号棟	1.0000
				2号棟	1.0000
				3号棟	1.0000
				4号棟	1.0000
				17号棟	1.0000
				18号棟	1.0000
				19号棟	1.0000
			石山第二	5号棟	1.0000
				6号棟	1.0000
				7号棟	1.0000
				8号棟	1.0000
				9号棟	1.0000
				10号棟	1.0000
				11号棟	1.0000
				12号棟	1.0000
				13号棟	1.0000
				14号棟	1.0000
			15号棟	1.0000	
			16号棟	1.0000	
文京町	(略)		文京町	(略)	
			汐見台	1号棟	0.9341
				2号棟	0.9341
				3号棟	0.9341
				4号棟	0.9341
				5号棟	0.8941
				6号棟	0.8941
				7号棟	0.8941
				8号棟	0.8941
				9号棟	0.8941
				10号棟	0.8941
				11号棟	0.8941
				12号棟	0.8941
				13号棟	0.8941
				14号棟	0.8941
				15号棟	0.8941
				16号棟	0.8941
				17号棟	0.8941
				18号棟	0.8941
				19号棟	0.8941

(略)		
新金沢	(略)	
上新栄町	1号棟	0.9876
	2号棟	0.9876
	3号棟	0.9876
	4号棟	0.9876
(略)		
上除	F-1号棟	1.0000
寿町	A号棟	0.9762
	B号棟	0.9762
(略)		
南本町	(略)	
	3号棟	0.9965
夷浜	A号棟	0.9870
	B号棟	0.9870
	C号棟	0.9870
	D号棟	0.9870
(略)		
南四日町	1号棟	0.9901
	2号棟	0.9901
	3号棟	0.9901
	4号棟	0.9901
北入蔵	1号棟	0.9916
	2号棟	0.9916
	3号棟	0.9916
	4号棟	0.9916

	20号棟	0.8941
	21号棟	0.8941
	22号棟	0.8941
	23号棟	0.8941
	24号棟	0.8941
	25号棟	0.8941
	26号棟	0.8941
	27号棟	0.8941
	28号棟	0.8941
	29号棟	0.8941
	30号棟	0.8941
	31号棟	0.8941
	32号棟	0.8941
	33号棟	0.8941
	34号棟	0.8941
	35号棟	0.8941
	36号棟	0.8941
(略)		
新金沢町	(略)	
小針	1号棟	1.0000
	小針ヶ丘	1号棟
小針西	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
上新栄町	1号棟	1.0000
	2号棟	1.0000
	3号棟	1.0000
	4号棟	1.0000
(略)		
上除	F-1号棟	0.9996
稲葉	A号棟	0.9387
寿町	A号棟	0.9813
	B号棟	0.9813
(略)		
南本町	(略)	
	3号棟	0.9993
夷浜	A号棟	0.9863
	B号棟	0.9863
	C号棟	0.9863
	D号棟	0.9863
(略)		
南四日町	1号棟	0.9835
	2号棟	0.9835
	3号棟	0.9835
	4号棟	0.9835
北入蔵	1号棟	0.9901
	2号棟	0.9901
	3号棟	0.9901
	4号棟	0.9901



西大崎	1号棟	0.9717
	2号棟	0.9717
	4号棟	0.9717
	5号棟	0.9717
	6号棟	0.9717
	7号棟	0.9717
(略)		
緑ヶ丘	1号棟	0.9972
	2号棟	0.9750
松波町	1号棟	0.9413
	2号棟	0.9413
	3号棟	0.9413
	4号棟	0.9413
	5号棟	0.9413
(略)		
元中子	1号棟	0.9949
	2号棟	0.9949
(略)		
八幡	1号棟	0.9542
	2号棟	0.9542
新座	1号棟	0.9880
大黒沢	1号棟	0.9893
	2号棟	0.9493
		0.9893
	3号棟	0.9493
	5号棟	0.9493
	7号棟	0.9493
	9号棟	0.9493
	10号棟	0.9493
	0.9893	
(略)		
上の山	A号棟	0.9968
(略)		
堤下	1号棟	0.9163
	3号棟	0.9163
小関	1号棟	0.9011
(略)		
花園町	1号棟	0.9466
		0.9866
	2号棟	0.9466
(略)		
南吉田	1号棟	0.9590
	2号棟	0.9590
(略)		
横町	1号棟	0.9814
	2号棟	0.9814

西大崎	1号棟	0.9769
	2号棟	0.9769
	3号棟	0.9769
	4号棟	0.9769
	5号棟	0.9769
	6号棟	0.9769
	7号棟	0.9769
(略)		
緑ヶ丘	1号棟	0.9987
	2号棟	0.9820
松波町	1号棟	0.9286
	2号棟	0.9286
	3号棟	0.9286
	4号棟	0.9286
	5号棟	0.9286
(略)		
元中子	1号棟	0.9963
	2号棟	0.9963
(略)		
八幡	1号棟	0.9561
	2号棟	0.9561
新座	1号棟	1.0000
大黒沢	1号棟	0.9867
	2号棟	0.9467
		0.9867
	3号棟	0.9467
	5号棟	0.9467
	7号棟	0.9467
	9号棟	0.9467
	10号棟	0.9467
		0.9867
	(略)	
上の山	A号棟	0.9942
(略)		
堤下	1号棟	0.9178
	3号棟	0.9178
小関	1号棟	0.9005
(略)		
花園町	1号棟	0.9445
		0.9845
	2号棟	0.9445
(略)		
南吉田	1号棟	0.9597
	2号棟	0.9597
(略)		
横町	1号棟	0.9864
	2号棟	0.9864

寺地	A号棟	0.9867	寺地	A号棟	0.9830
	B号棟	0.9867		B号棟	0.9830
	C号棟	0.9867		C号棟	0.9830
高柳	(略)		小出雲	1号棟	1.0000
稲場	1号棟	0.9525	高柳	(略)	
	2号棟	0.9525	稲場	1号棟	0.9519
山王	1号棟	0.9928		2号棟	0.9519
	2号棟	0.9928	山王	1号棟	0.9900
	3号棟	0.9928		2号棟	0.9900
山王南	1号棟	0.9383		3号棟	0.9900
	2号棟	0.9383	山王南	1号棟	0.9361
(略)				2号棟	0.9361
余川	3号棟	1.0000	(略)		
(略)			余川	1号棟	1.0000
上町	松棟	1.0000	(略)		
	竹棟	1.0000	上町	松	1.0000
	梅棟	1.0000		竹	1.0000
(略)				梅	1.0000
			(略)		

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県消防防災ヘリコプター売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量  
新潟県消防防災ヘリコプターの売却 1機
- (2) 売却物件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 引渡期限  
平成28年3月31日
- (4) 入札方法  
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付等  
入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県防災局危機対策課危機対策第1  
電話番号 025-282-1638  
Eメール ngt130040@pref.niigata.lg.jp  
入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。
- 4 現地機体説明会日時及び場所  
(1) 日時  
平成28年3月18日（金）14時00分  
(2) 場所  
新潟県新潟市東区松浜町新潟空港内 中日本航空株式会社新潟支店格納庫
- 5 入札日時、開札日時及び場所  
(1) 日時  
平成28年3月23日（水）11時00分  
(2) 場所  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁入札室（行政庁舎16階）
- 6 その他  
(1) 入札保証金  
入札に参加しようとする者の見積もる契約希望金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。  
(2) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。  
(3) 入札参加申込み  
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を平成28年3月22日（火）17時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。  
(4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。  
(5) 契約書作成の要否 要  
(6) 暴力団等の排除  
ア 誓約書の提出  
暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。なお、新潟県物品入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書（物品入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。  
イ 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。  
(7) 落札者の決定方法  
本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(8) その他  
詳細は入札説明書による。

---

#### 争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟県医療労働組合連合会執行委員長塩

---

谷義夫から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

待遇改善、人員要求、医療提供体制に関する要求、その他の要求

2 期 間

平成28年3月17日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

新潟市秋葉区東金沢1459-1

新潟勤労者医療協会 下越病院

新潟市秋葉区東金沢1459-1

新潟メディカルプラン みのみり薬局

新潟市中央区入船町3-3629-1

新潟勤労者医療協会 舟江診療所

新潟市中央区入船町3-3629-1

介護老人保健施設 入舟

新潟市中央区沼垂東6-4-12

新潟勤労者医療協会 沼垂診療所

新潟市東区空港西1-15-17

新潟勤労者医療協会 ときわ診療所

新潟市西区寺尾東3-8-35

新潟勤労者医療協会 坂井輪診療所

新潟市秋葉区田家2-1-30

新潟勤労者医療協会 かえつクリニック

新潟市秋葉区荻野町3-8

介護老人保健施設 おぎの里

長岡市前田1-6-7

ながおか医療生協 ながおか生協診療所

長岡市西新町2-3-22

ながおか医療生協 生協かんだ診療所

新潟市南区上下諏訪木770-1

白根保健生協 白根健生病院

新潟市南区助次右エ門組5

介護老人保健施設 みずき苑

新潟市東区竹尾4-13-3

新潟医療生協 木戸病院

新潟市東区上木戸5-2-1

新潟医療生協 木戸クリニック

新潟市東区上木戸5-2-1

新潟医療生協 なじよも

新潟市東区上木戸2-1-35

介護老人保健施設 ほほえみの里きど

新潟市東区東中野山6-17-5

新潟医療生協 石山診療所

小千谷市本町1-13-33

財団法人 小千谷総合病院

小千谷市元町10-1

介護老人保健施設 水仙の家

4 概 要

救急外来患者及び入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為

**争議行為を行う旨の通知について（公告）**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟地域一般労働組合執行委員長鯉名一男から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年 3 月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項  
賃上げ、非正規職の正規職化、パワハラを認め謝罪と防止策、その他の諸要求
- 2 期 間  
平成28年 3 月17日午後 1 時15分から午後 4 時45分まで
- 3 場 所  
岩船郡関川村下関10-15  
関川郵便局
- 4 概 要  
組合員によるストライキ

**病院局公告****一般競争入札の実施について（公告）**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、診察室物品収納棚等について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年 3 月15日

新潟県立十日町病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
診察室物品収納棚等 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成28年 4 月28日（木）
  - (4) 納入場所  
新潟県立十日町病院
  - (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
  - (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
  - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
  - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 948-0055  
新潟県十日町市高山32番地 9  
新潟県立十日町病院経営課  
電話番号 025-757-5566 内線506

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成28年3月22日(火) 午前12時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所  
平成28年3月23日(水) 午後1時30分  
新潟県立十日町病院 3階 講堂
- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
  - (6) 契約書作成の要否 要
  - (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
  - (9) その他
    - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
    - イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成28年3月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

38,381

- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と

40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

339,878

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,806
新潟市東区	38,010
新潟市中央区	48,971
新潟市江南区	18,880
新潟市秋葉区	21,405
新潟市南区	12,788
新潟市西区	43,175
新潟市西蒲区	16,579
長岡市三島郡	76,984
上越市	54,135
三条市	27,835
柏崎市刈羽郡	25,583
新発田市北蒲原郡	31,476
小千谷市	10,265
加茂市南蒲原郡	11,581
十日町市中魚沼郡	18,592
見附市	11,466
村上市岩船郡	19,714
燕市西蒲原郡	24,798
糸魚川市	12,663
妙高市	9,488
五泉市東蒲原郡	18,313
阿賀野市	12,268
佐渡市	16,545
魚沼市	10,623
南魚沼市南魚沼郡	18,233
胎内市	8,507